

世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画

平成21年3月
世田谷区

はじめに

世田谷区では、昭和56年の国際障害者年を契機として、「世田谷区福祉のまちづくりのための施設整備要綱」を定め、区民、事業者の皆さんとともに、様々なまちづくりの活動を通して生活環境の整備に取り組んできました。

さらに、平成7年には世田谷区福祉のいえ・まち推進条例を制定し、この条例に基づき、平成11年に福祉的な配慮の行き届いた環境整備を推進するため、「世田谷区福祉的環境整備推進計画 バリアフリー世田谷プラン21」を策定し、施設のバリアフリー化や推進地区の指定による面的な整備などを進め、一定の成果を上げてきました。

こうした取り組みを一層推進し、誰もが安全で安心して住み続けられるまちを実現するため、世田谷区福祉のいえ・まち推進条例をさらに発展、充実させ、ユニバーサルデザインの考え方を基本とした、「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」を平成19年に制定しました。このたび、この推進条例に基づき、生活環境の整備に関する施策を総合的、計画的に推進するため「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画」を策定いたしました。

本計画は、「バリアフリー世田谷プラン21」の理念を引き継ぐとともに、年齢、性別、国籍、能力等にかかわらず、高齢の方や障害のある方などできるだけ多くの方が利用しやすい生活環境を構築していくというユニバーサルデザインの考え方をもとに、区と区民、事業者、関係団体が協働して取り組みを推進していくための具体的な計画です。区は、この計画の着実な実施に努め、「いつまでも住み続けたい『魅力あふれる 安全・安心のまち世田谷』」の実現をめざしてまいります。

最後に、この推進計画の策定にあたり、貴重なご意見をお寄せいただきました区民の皆様、熱心にご審議いただきました世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会の委員の皆様、心から御礼、感謝申し上げます。

平成21年3月

世田谷区長 熊本哲之

目 次

第1章 推進計画の趣旨	
1 推進計画策定の背景	1
2 推進計画の趣旨	2
3 計画の位置づけと期間	3
第2章 ユニバーサルデザイン施策に係る現状と課題	
1 区と区民、事業者及び関係団体の役割	5
2 気づきと思いやりの心を育てる環境づくり	6
3 区民の声を反映する計画策定プロセス	7
4 だれもが利用しやすい施設整備	8
5 地域のまちづくり	13
6 ユニバーサルデザインによる情報とサービスの提供	15
第3章 計画の目標と基本方針	
1 計画の目標	17
2 基本方針	18
3 施策の体系	19
4 施策の概要	22
5 個別の施策内容	27
第4章 推進体制	
1 施策の進行管理を行う体制づくり	61
2 推進地区における協働の体制づくり	63

第1章 推進計画の趣旨

1 「推進計画」策定の背景

世田谷区は、昭和57年より区民、事業者、関係団体と協働して、社会の様々な障壁（バリア）をなくす施策を進め、平成7年に「世田谷区福祉のいえ・まち推進条例」（以下「いえ・まち推進条例」という。）を制定しました。

その後、私たちは経験したことのない少子高齢社会、人口減少社会を迎え、世田谷区でも、これまでの歩みをより強く確実なものにし、さらに年齢、性別、国籍、能力等にかかわらず、すべての区民が可能な限り、公平に社会参加し、自立できる生活環境の実現が求められるようになりました。

こうした状況の中で、ユニバーサルデザイン¹に基づく取り組みを推進し、社会における様々な障壁をなくすにとどまらず、すべての区民の基本的な人権が尊重され、自らの意思で行動し、あらゆる分野の活動に参加することができる社会を築くため、平成19年に「いえ・まち推進条例」の理念を継承して発展させ、新たに「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」を制定しました。なお、この条例の制定に伴い、「いえ・まち推進条例」を廃止しました。

本計画は、「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」に基づいて、「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画」（以下「推進計画」という。）として新たに策定しました。

1 ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、能力等にかかわらず、できるだけ多くの人々が利用しやすい生活環境にする考え方です。

区では、ユニバーサルデザインに基づいて、公共的施設及び住宅の構造、設備等並びに情報及びサービスの提供について適切な措置をとり、生活環境の整備を進めて行きます。

一方、これまでのバリアフリーの取り組みは、高齢者や障害者等が生活を営む上での様々なバリア（物理的、制度、文化・情報、意識など）のすべてを取り除くことを目的としていました。

バリアフリーの取り組みをさらに一歩進め、あらかじめ多様なニーズを想像し、「バリアを最初から作らない」、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインに基づいて、様々な施策に取り組んで行きます。

2 「推進計画」の趣旨

推進計画は、世田谷区福祉的環境整備推進計画「バリアフリー世田谷プラン21」の理念²を引き継ぐとともに、ユニバーサルデザインによる情報とサービスの提供というソフト面での取り組みも掲げました。

すべての区民が個人として尊重され、共に支えあいながら、将来にわたって活力に満ちた世田谷をつくりあげていくため、区と区民、事業者及び関係団体が協働しながら、だれにとっても利用しやすい生活環境の整備を推進していくための具体的な計画です。

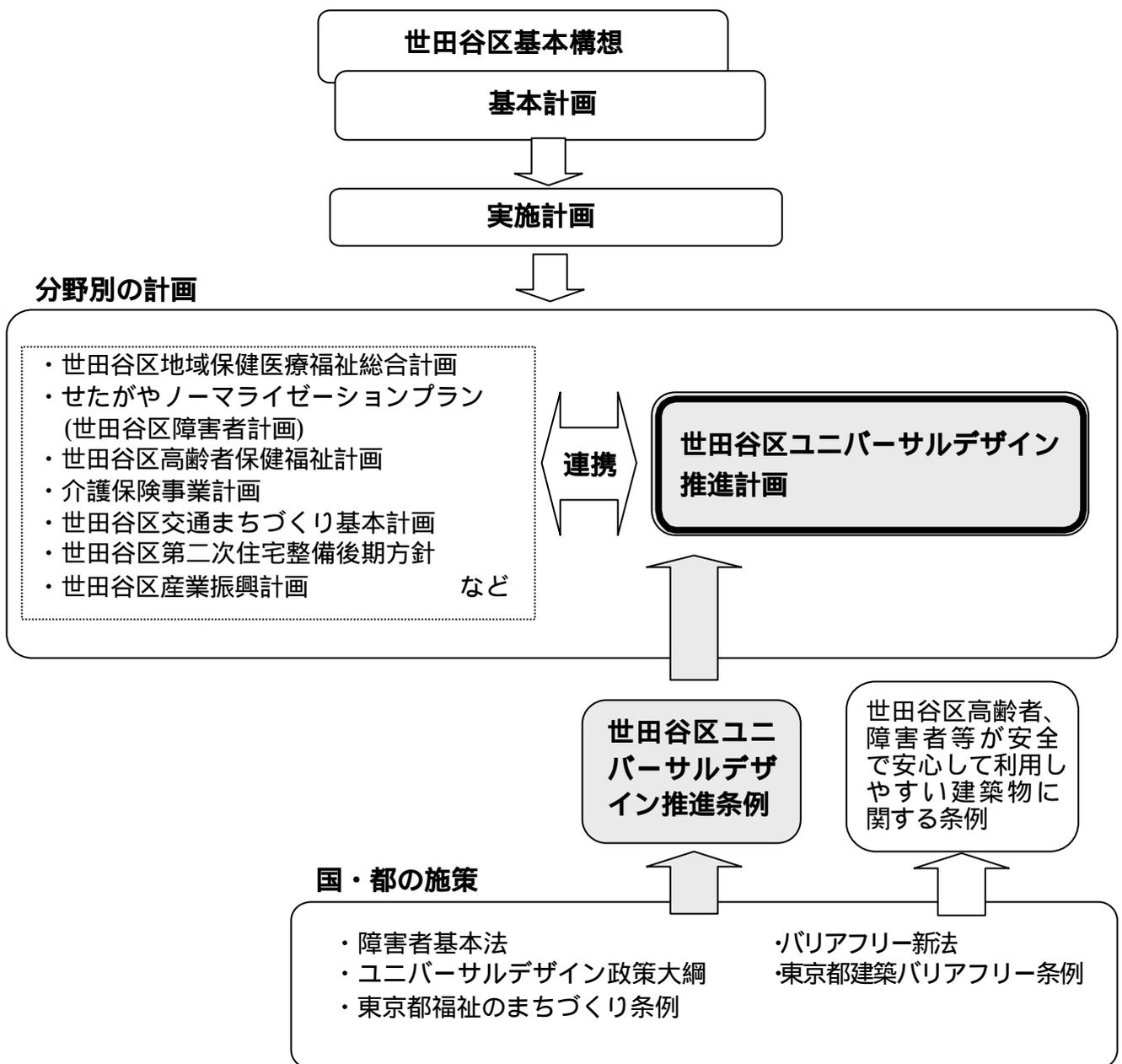
2 「バリアフリー世田谷プラン21」における理念（計画の目標）

- ・みんなでつくるバリアフリーの“いえとまち”
- ・心のバリアをなくし、みんながやさしくなれるまち
- ・みんなが“歩ける・入れる・乗れる”まち

3 計画の位置づけと期間

3-1 計画の位置づけ

「推進計画」は、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例第7条第1項を根拠とし、区の基本構想を踏まえ、各種計画と連携しながら、世田谷区基本計画の将来目標「魅力あふれる 安全・安心のまち世田谷」を実現するために、ハード、ソフトの両面から、生活環境の整備に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本的な計画です。



3-2 計画に定める事項

推進計画は、「生活環境の整備に関する目標」、「生活環境の整備に関する重点施策」、「その他生活環境に関する重要な項目」を定めます。

ここでいう生活環境の整備は、以下のとおりです。

- (1) 公共的施設³及び住宅の構造、設備について整備すること
- (2) 情報及びサービスの提供について適切な措置をとること

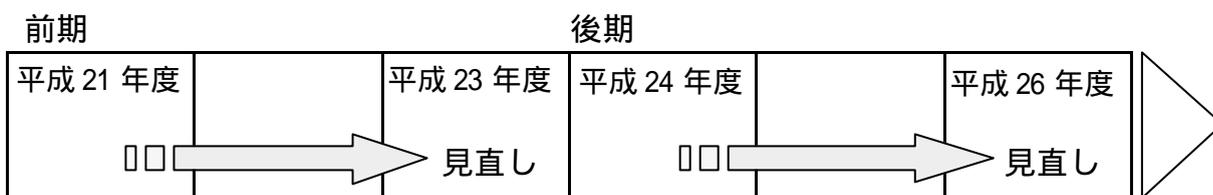
3 公共的施設

官公署の事務所等の公共施設、病院、劇場、集会場、物品販売業又はサービス業を営む店舗、鉄道の駅、学校、道路、公園その他の不特定又は多数の者が利用する施設で規則により定めるもの。

3-3 計画の期間

推進計画は、当面、平成26年度までの目標を定めるものとします。

また、実施計画や他の分野別施策との整合を図り、平成21年度から23年度を前期、平成24年度から26年度を後期とし、3年ごとに見直しを図ります。



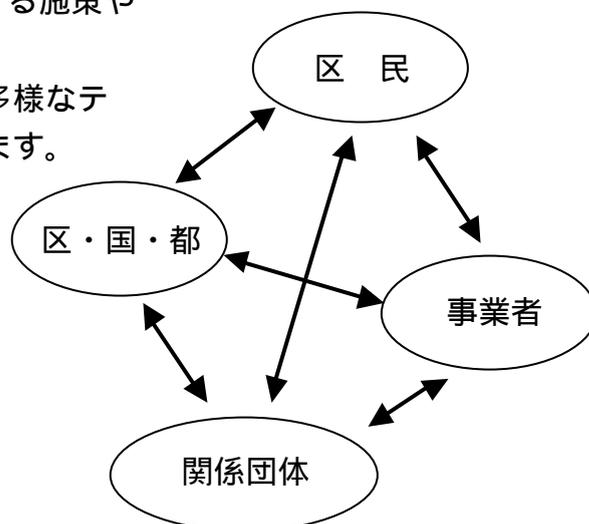
3-4 取り組みの主体

区は、区民、事業者及び関係団体⁴並びに国・都などの機関と連携して生活環境の整備に関する施策や事業に取り組みます。

それぞれが、主体的に取り組むことで、多様なテーマにきめ細かく対応していくことができます。

4 関係団体

高齢者・障害者等の団体、区民の団体、NPO、町会、自治会、商店街・会など暮らしやまちづくりに関わる団体を総称しています。



第2章 ユニバーサルデザイン施策に係る現状と課題

区は、平成11年に、世田谷区福祉的環境整備推進計画「バリアフリー世田谷プラン21」を定め、計画の目標として「みんなで作るバリアフリーの“いえとまち”」「みんなが“歩ける・入れる・乗れる”まち」「心のバリアをなくし、みんながやさしくなれるまち」を掲げ、様々な施策や事業に取り組んできました。

策定から9年が経過し、どのようなバリアフリー整備が進んだのか、または不足しているのかを分野ごとに検証し、ユニバーサルデザインの視点から求められる課題を整理しました。この検証作業は、関係分野の職員が携わると共に、特に課題抽出では、区民参加のワークショップにおいても多様な意見をいただきました。

1 区と区民、事業者及び関係団体の役割

【現状】

ユニバーサルデザインは人々の生活のあらゆる場面で関わりがあります。安全で快適な生活を実現していくためには、一人ひとりが身近な生活の中でユニバーサルデザインに取り組むことが求められます。行政だけでなく、区民や事業者、関係団体などがそれぞれの役割を果たすことが不可欠です。

区は、平成11年に、総合支所ごとに、福祉的環境整備推進地区（以下、推進地区という。）を指定し、区と区民、関係団体等による協働の取り組みを進めてきました。

事業者との協力では、駅舎のエレベーターや車いす利用者対応トイレ等の設置、新たに7路線のコミュニティバスの運行などを進めています。

既存の民間施設への支援策としては、小規模店舗等のバリアフリー化助成制度があります。しかし、十分に活用されているとは言えず、より積極的な情報提供が必要となっています。

【施策の課題】

（1）ユニバーサルデザインの理解促進

- ・新しい考え方であるユニバーサルデザインの理解と普及の促進。
- ・区民、事業者及び関係団体の各々が取り組むべき目的や意義、具体的な役割についての分かりやすい情報提供と、意識啓発や普及の促進。

（2）区民の取り組みへの支援

- ・区民が、ユニバーサルデザインの活動を進める際の人的・技術的な支援。

（3）交流・協働の場づくり

- ・ユニバーサルデザインの普及・活動を身近な地域で実践できる協働の場づくり。

2 気づきと思いやりの心を育てる環境づくり

【現 状】

平成19年2月に実施した区政モニター110名のアンケート調査では、ソフト面で重要なこととして「ユニバーサルデザインの考え方を広めること（53.0%）」が半数以上を占めています。

また、考え方を広めるために重要なこととして「区が様々な事業で率先してユニバーサルデザインを推進すること（43.6%）」が多く、実践を通じた行政の取り組みへの期待が大きいことが分かります。

庁内の情報・サービスに関する取り組みとしては、(1)児童館で新任教諭の研修を行い児童の声を聞く、(2)災害時避難等マニュアル作成のために各障害者施設と懇談会を実施、(3)区職員が地域の社会福祉施設（特別養護老人ホーム等）と交流することなどが挙げられました。

意識啓発面では、(1)児童館での手話教室の実施、(2)区民への手話や要約筆記の講習会の実施、(3)区職員の採用時研修で、障害のある方を講師に招き福祉体験（やさしいまちづくり）研修を実施、(4)朝・終礼のミーティング時に、接遇に関してスタッフ同士で確認、(5)区職員や委託事業者社員が参加した手話講習会を実施することなどが挙げられました。

【施策の課題】

(1) ユニバーサルデザイン教育の実践

- ・他者に対する気づきと思いやりの心を育むために、生涯学習や小・中学校の教育活動等でユニバーサルデザインを学習する機会を増やすカリキュラムの構築や教材の充実。

(2) 区職員の研修強化

- ・区職員が自らユニバーサルデザインを理解し、普及ができる研修の充実。

(3) 多様な機会を利用した啓発の実施

- ・区民へのユニバーサルデザインの普及について、全区的な運動として継続的なイベントの開催や多様な学びの機会としての出張講座の実施など。

3 区民の声を反映する計画策定プロセス

【現 状】

ユニバーサルデザインは、できる限り多くの利用者の声を聞き、それを次の整備や改修・改善に反映させていく過程がきわめて大切です。

まちづくりの取り組みとしては「推進地区」で、区民の積極的な参加により成果をあげています（世田谷地域、北沢地域、烏山地域）。

公園・緑道整備では、ワークショップ等を行い、区民の参加を得て整備を進めるとともに、公園等管理協定制度を推進し、現在 156 箇所管理協定を締結して住民による管理を行うなど、区民参加による管理運営を進め、評価を得ています。

一方で、施設整備後の評価においては、行政内部での点検にとどまり、区民や事業者からの評価を次の整備に反映させる仕組みの構築には至っていません。

【施策の課題】

- (1) 利用者等の声を次の整備や改修・改善に反映させる仕組みや体制の確立
 - ・計画段階から評価・検証まで多くの区民の意見を継続的に把握し、次の計画に反映する手法の検討、仕組みや体制。
- (2) 利用者等の声を聞くための多様な手法の確立
 - ・積極的にワークショップに参加したり自ら意見を発信したりすることが困難な利用者のため、多様な手法を用意し「声なき声」にも耳を傾け、情報を収集し、共有、活用すること。
- (3) 継続的に利用者等の声を事業に反映できる組織づくり
 - ・区民参加の過程を、区の各事業に適切に取り込むため、全庁的に事業の進行管理を統括していく組織・体制の検討。

4 だれもが利用しやすい施設整備

4-1 区立施設の整備

【現 状】

平成7年に制定した、いえ・まち推進条例に基づいて、学校施設を含む区立施設については、新築・改築はもとより大規模改修時に、条例の整備基準に適合するように改善に取り組んできました。整備内容は、当時の法令・条例に定められた基準以上となっていました。

しかし、法令・条例の改正に伴う新たな整備基準により、施設によっては、整備内容が不適合の部分も生じてきています。

既存施設の改善については、平成18年度に実施した施設アンケート調査をもとに、費用対効果等を勘案し、施設を短期、中期及び長期に振り分け、平成19年度から計画的に改善工事を進めています。

【施策の課題】

- (1) ユニバーサルデザインの視点による整備の推進
 - ・施設管理者がユニバーサルデザインを十分に理解した上での施設整備。
- (2) 学校施設のユニバーサルデザイン
 - ・既存の体育館など災害時の施設利用としての役割も考慮に入れた検討。

4-2 民間施設の整備

【現 状】

平成15年からバリアフリーに関する法令、条例の整備が進んだことで、バリアフリー化の整備は一定の成果を上げています。区は、平成18年度に国や都の法令、条例で定められた適用範囲を拡大し、特定建築物に関して基準の義務化を実施しました。

また、社会の要請や状況の変化に伴って、既存建築物のバリアフリー化整備や、自発的にユニバーサルデザインを踏まえた店舗等の改修も見られるようになりました。

しかし、整備基準の適合件数については、増えているとはいえ、ユニバーサルデザインに対する意識向上の施策が求められます。

また、小規模店舗等の既存建築物のバリアフリー化を推進するため、出入口やトイレ改善工事の助成制度を設けましたが、周知が不十分なため、活用がされていません。

【施策の課題】

- (1) 義務化の対象建築物の規模と用途の検討
 - ・ 建築物のバリアフリー化の実効性を確保することや、生活を楽しむ施設（娯楽・遊技施設等）も義務化の対象とするなど、対象建築物の規模と用途の検討。
- (2) 建築主、事業者等の生活環境の整備に関する意識向上
 - ・ 新築・増築または既存建築物で、整備基準に適合した施設の増加。
- (3) 小規模店舗の改修促進
 - ・ 小規模店舗等の既存建築物の改修促進について、助成制度の周知や意識啓発。

4-3 住宅の整備

【現 状】

少子・高齢社会の進展の中で、長く使い続けられる住宅の整備が国の重要な施策となってきました。

区は、区営の既存住宅についてバリアフリー化を進めてきました。併せて、独立行政法人都市再生機構、都住宅供給公社が所有する団地や都営住宅の建替え時に、建物のバリアフリー化と高齢者・障害者用住宅の設置を要請し、平成13年度以降の7団地の建替えで整備の回答を得ています。

民間住宅のバリアフリー化については、条例による指導・誘導のほか、平成16年の制度改正により、1,000 m²以上の集合住宅へ整備基準が適用され、条例の適合についても一定の水準に達するようになりました。

高齢者住宅については、住宅の改善相談を総合福祉センターで実施し、住宅改修支援等の助成では、平成13年度から16年度の実績として320件の活用があり、高齢者人口の増加と在宅生活重視の傾向から、今後の需要も増えると予測されます。

平成19年度には、住宅・住環境問題への対処、専門家や事業者の交流、住まいづくりや居住支援を支えるネットワークの拠点として、住まいサポートセンターの運営を開始しました。

【施策の課題】

- (1) 公営住宅のユニバーサルデザイン推進
 - ・ 現在1階部分のみ対象にしている住戸内のバリアフリー改修を、全ての階の住戸内におけるバリアフリー改修への検討。
- (2) 民間住宅内部のユニバーサルデザイン推進
 - ・ 高齢者や障害者等の個人の状況に応じた住宅内部の整備や、予防型の改造についての対策推進。

(3) 相談体制の充実

- ・ 区民が実施するバリアフリー工事の計画、発注や工事内容等について、区の相談体制の充実。
- ・ 住宅のバリアフリー情報の普及啓発や講座の開催など、住宅改造に関する情報提供。

4-4 公共交通施設の整備

【現 状】

交通バリアフリー法等により、平成20年4月現在、区内41駅中、36駅でエレベーター等による上下の移動が出来るようになりました。残り5駅中2駅では、改善に着手しており、残りの3駅についてはエレベーターの早期設置を働きかけています。駅の整備は大きく進展しましたが、車いす使用者が駅舎の出入口からホームまで移動できない駅も存在します。

公共交通不便地域（鉄道駅から半径500m以上及び、バス停留所から半径200m以上の区域）の解消については、バス事業者への働きかけや、走行環境・走行空間支援により平成19年4月までに7路線のコミュニティバスの運行を実現しました。運行にあたっては、ノンステップ等の車両を導入しました。

バス停環境の整備では、平成16～18年にベンチの設置や上屋設置の補助事業を実施し、バリアフリー化を進めました。

移動困難者の支援については、平成18年度に、福祉移動サービス¹の予約や相談等を行う「世田谷区福祉移動支援センター」を開設しました。また区内で、福祉移動サービスを実施しているNPOは11団体あり、年間19,000件（19年度）を超える運行を実施しています。

【施策の課題】

(1) 公共交通施設等における整備の推進

- ・ 鉄道駅のエレベーターやエスカレーターの設置を進めるとともに、他の交通機関への乗り換え経路やバス停、その周辺の道路や歩道、車両等における段差解消、情報サインの充実等、ユニバーサルデザインによる整備の継続的な推進。

(2) 公共交通不便地域への取り組み

- ・ 公共交通不便地域などにおけるコミュニティバスの導入など、多様な交通手段の確保。

(3) 移動困難者のための交通手段の確保

- ・ 高齢者や障害者が自立して移動でき、社会活動に参画できる福祉移動サービスの充実。

1 福祉移動サービス

公共交通機関の利用が困難な方が外出する際、車いすでも対応可能な車両などを活用し、移動を手伝うサービスです。

4-5 道路 自転車対策

【現 状】

「世田谷区民意識調査」では、「だれもがまちに足を運びたくなる安全・便利な歩行空間の整備」の要望が上位に挙げられ、道路整備について、区民が高い関心を寄せています。

歩道の段差解消及び視覚障害者誘導用ブロックの改良については、交通安全施設整備・バリアフリー整備計画により着実に改善を図ってきました。歩道の段差解消については、平成17年度から3年間の改善計画をまとめ、すでに整備を完了し、視覚障害者誘導用ブロックの改善は、平成17年度から5年間の改善計画をまとめ、約80%の整備を完了しています。

歩道の有効幅員の改善や歩車道の分離では、バリアフリーの歩道の新設・改良に努め、幅員7.5m以上の道路において、平成12～18年度で延長約7,300mの歩道を新設しました。現在は、歩道と車道との段差が少ないセミフラット方式やスムーズ段差世田谷型を標準構造とし、車いすでも通行しやすい歩道を整備しています。

自転車による事故件数は、年々増加する傾向にあり、特に歩行者と自転車の事故が大幅に増加しています。限られた道路幅員での安全な自転車走行環境の実現をめざし、平成19年度に自転車走行環境創出の社会実験を実施しました。

また、駅周辺の放置自転車車両数は、昭和62年にはピーク時で約33,000台でしたが、平成18年には約6,600台に減少しました。しかし、いまだに駅周辺や商店街に放置自転車があふれている地域があります。

【施策の課題】

(1) 安全で快適な歩行者空間の形成

- ・人が中心の生活環境の整備に向けて、歩道の確保、歩車道の分離、歩車共存の道路整備など道路状況にあわせた安全な歩行者空間の整備。

(2) 歩行者空間のユニバーサルデザイン化の推進

- ・歩道のバリアフリー整備、無電柱化の推進等の計画的な整備。

(3) 自転車走行環境の整備

- ・歩行者と自転車利用者が安全に移動できるように、自転車の走行空間・環境の整備。

(4) 放置自転車・バイク対策の充実

- ・区民、鉄道事業者、商店街・会、警察、区が協力して取り組む、自転車等駐車場の整備、安全な自転車利用の普及・啓発、放置自転車・バイク等の対策の充実。

4-6 公園、水辺の整備

【現 状】

公園等の中には老朽化したり、区民のニーズに合わなくなったりするなど、改修の時期にきているものもあります。この機会を捉えて公園の新設・改修時における出入口の段差解消、園路等の改善を実施しました。

公園・身近な広場にあるトイレ棟(207棟)のうち、車いす利用者対応トイレは平成12年度当時10%強でしたが、現在は約23%(49棟)に増えました。さらにベビーベッドは19箇所・ベビーチェアは9箇所、出入口の段差解消・手摺設置等のバリアフリー化は211箇所になりました。

しかし、区内には、国分寺崖線や等々力溪谷等の自然環境を活用した公園があり、すべての施設をバリアフリー化することは困難です。また、地域の身近な河川を憩いの場として、あるいは快適な環境を演出する場として、整備することが求められています。

【施策の課題】

(1) 地形や地域特性に応じた公園整備

- ・一人でも多くの人を楽しめる公園整備。

(2) だれもが楽しめるきめ細やかな公園づくり

- ・草花など各人が各様に体感できる体験型の公園などの整備。

(3) 区民の参加による公園整備と管理

- ・区民の参加を得て、だれもが利用しやすい公園づくりや管理運営の体制整備。

(4) 水辺のユニバーサルデザイン

- ・人々に潤いや安らぎをもたらす憩いの場として、子どもから高齢者、障害者等のだれもが楽しめるふれあえる水辺の整備。

5 地域のまちづくり

5-1 推進地区

【現 状】

総合支所ごとに取り組んできた推進地区は、区民と事業者及び関係団体、区との協働により、一定の成果を上げてきました。

(1) 区役所周辺地区

区民、地元大学、商店街、NPO、行政が協働して「やさしいまちづくり連絡調整会議」をつくり、区役所周辺地区においてバリアフリーの推進を図ってきました。平成16年には、都のユニバーサルデザイン福祉の街づくり推進モデル事業に選定されたことを受けて、松陰神社通りを中央排水型の道路を整備し、沿道の店舗と道路の段差を解消しました。また、AMラジオ放送を使った音声案内などにも取り組み、やさしいまちづくりを推進しています。

(2) 梅ヶ丘駅～豪徳寺駅・山下駅周辺地区

梅ヶ丘駅周辺地区は昭和57年の「梅ヶ丘ふれあいのあるまちづくり(モデル事業)」から公共施設のバリアフリー化を進め、豪徳寺駅周辺まで拡大してきました。リーディングライン²、ワークショップによる駅前サインの整備、商店街と協働のやさしいまちづくりを推進しています。

(3) 深沢1～4丁目周辺地区

「ねたきりゼロをめざす会」が中心となり、『できることから始めよう』との掛け声で道路等の段差の改善等を進めるとともに、区と住民との協働で吾川緑道の整備について検討し、竣工させました。

(4) 成城学園前駅周辺地区

住民組織「バリアフリーの街 成城を考える会」が中心となり、インスタントシニア体験、中学生とバリアについて話し合うなどの活動のほかに、駅施設のバリアフリー点検の実施や、商店街の店舗・通学路のバリアフリーマップを作成しました。また、区と協働で成城学園前駅駅施設等のバリアの改善等を行い、駅周辺の商店街のバリアフリー化に取り組んでいます。

(5) 千歳烏山駅～芦花ホーム周辺地区

住民、事業者、行政の協働の場「烏山ネット・わぁ～く・ショップ」を中心として、区と区民が協働で『できることから実現しよう』を合い言葉に、駒大グランド前バス停の改善、リーディングラインの整備などバリアフリー整備を実現してきました。推進地区内に、更に自主的に「先行整備地区」を設定し、身近なバリアフリーの範囲を広げました。住民参加の輪も広がり、平成16年には都から「福祉のまちづくり功労者感謝状」を受けました。

2 リーディングライン

通常の幅の半分程度に狭くした、視覚障害者誘導用ブロックのことです。世田谷区で独自に開発し、北沢川緑道の一部、松陰神社通りなどに敷設しています。

【施策の課題】

- (1) 推進地区を協働で推進するための取り組みの構築
 - ・ユニバーサルデザインのまちづくりを実現していくために、推進地区の取り組みの一つとして、身近な地域での推進地区の検討。
- (2) 推進地区の検証と新たな展開
 - ・優先的に整備する地区として、面的整備を効果的に推進するため、事業間の連携や支援策、他の制度の活用。
- (3) 地域で参加のまちづくりを実現する協働の場づくり
 - ・推進地区及びユニバーサルデザインを区民、事業者や関係団体と区の協働により発展・継続させていく場、また、地域のきずなを大事にする場づくり。

5-2 トイレベンチ等

【現 状】

区は、バス停へのベンチ設置整備を推進しています。平成14年には、推進地区の千歳烏山駅～芦花ホーム周辺地区において地域住民が参加し、駒澤大学野球グラウンドを無償で借り受け、停留所にベンチを設置するなどの改善を行いました。

北沢地域では、『健康きたざわプラン』に基づいて、だれもが安心して外出できるように、街や商店街の中などに座れる場所やトイレを貸してもらえるよう、ステッカーの掲示や主旨を普及する取り組みを推進しています。さらに、NPOが主体となり、トイレやベンチを街の中に設置する取り組みをしている事例があります。

また、商店街が「ステーション」を設置して、トイレや休憩所を提供する試みも行われ、買い物に訪れる方に喜ばれています。さらに、商店街の生活支援拠点づくり³の取り組みとして、トイレやベンチを設置する検討も進めています。

トイレの設置に関しては、平成19年度に小規模店舗等へのバリアフリー化助成要綱を見直し、トイレの改善を助成対象としましたが、活用はまだ不十分です。

【施策の課題】

- (1) 街(まち)中でのトイレの充実
 - ・都の「とうきょうトイレ整備事業」の活用も視野に入れた設置。
- (2) トイレやベンチの情報提供
 - ・トイレやベンチの設置個所の情報についての区民周知。

3 商店街の生活支援拠点づくり(世田谷区産業ビジョンに規定)

区民の誰もが安心して地域に住み続けられるように、商店街を中心に区民生活を支える機能(身近な買い物の場、憩い・くつろぎ・にぎわいの場など)を充実することです。

6 ユニバーサルデザインによる情報とサービスの提供

6-1 情報の提供

【現 状】

平成14年にはホームページに音声読み上げサービスを開始するとともに、平成17年に区ホームページの使いやすさ(ウェブページのアクセシビリティ配慮手順)の実証実験を行い、電子政府世田谷推進計画の一環としてガイドラインを作成しました。

また、平成18年度には、災害時区民行動マニュアルの点字版・音声版を作成しました。さらに「視覚情報のユニバーサルデザインガイドライン」を作成し、印刷物、情報誌、ホームページ、サイン整備の際の手引きとしました。

情報に係る業務上の配慮としては、(1)広報物に必ずファクシミリ番号を記載、(2)封筒の差出人表記に点字を入れた印刷、冊子の点字化、外国語での案内の作成、(3)児童館のお知らせでは、子どもたちや外国人にも分かるようにひらがなのルビ付けを実施、(4)聴覚障害の方に対して区への来庁の際に、手話通訳の活用、(5)英語版の広報を用意して、外国人の来館者があった際に手渡しをして、区の事業等を案内している。等が挙げられます。

しかし、高齢者、障害者、子どもや外国人等への情報伝達について、受け手に合わせた情報の提供が十分とは言えません。

【施策の課題】

(1) 様々なニーズに対応した情報の提供方法の検討

- ・窓口でのコミュニケーションなど様々なニーズへの対応。
- ・「視覚情報のユニバーサルデザインガイドライン」の見直しを進め、新たな情報の提供やサイン設置等の検討。
- ・視覚障害者が情報を入手するために有効な機器類の普及。
- ・多様な情報媒体(ホームページ、音声案内、文字案内、メール配信など)をいつでも提供できる環境整備。

(2) 災害時の情報提供の検討

- ・災害時における、区民への緊急情報の周知、伝達のあり方。

6-2 サービスの提供

【現 状】

区の窓口などにおける来庁者への取り組みとして、(1)福祉部門の窓口で、手話通訳者を待機させ、窓口案内や手続きに同行し、通訳するサービスを実施、(2)ローカウンターの設置、(3)マグネットボードの設置により、席を外す人や聴覚障害者や高齢者に利便性を提供、(4)手話通訳者の配置や積極的な「声かけ」による来庁の用件を把握、託児サービスの実施、(5)機器改善による手続き等のサービス提供など、各担当所管で工夫を進めている。等が挙げられました。

【施策の課題】

(1) できることからすぐに取り組む

- ・身近に経験した様々な情報や気づいたことなどを、職場内などで共有し、実践すること。
- ・事業者や区職員のサービス向上を目的とした、サービスのガイドラインの作成。

(2) きめ細やかなサービス提供

- ・ユニバーサルデザインによるサービス⁴の考え方を全庁的に実践する仕組みづくりの検討。

(3) 区民、事業者、区職員の意識向上の促進

- ・ユニバーサルデザインによるサービスを実現するために、区職員の積極的な意識向上と、区民や事業者への働きかけ。

4 ユニバーサルデザインによるサービス

施設や物の障壁（バリア）をなくすといったハード面の整備だけでなく、それらに加えて人的なサービスや、やさしさや思いやり、目配り・気配りなどの配慮といったユニバーサルデザインの心を持ったサービス、情報提供やコミュニケーションなどを、年齢、性別、国籍、能力等にかかわらずすべての人に提供することです。

第3章 計画の目標と基本方針

1 計画の目標

目標1

すべての人の人格と個性が尊重され、社会のあらゆる活動に参画し、自己実現できる地域社会をめざす。

目標2

だれもが利用しやすい生活環境の整備を推進し、安全で安心して快適に住み続けることができる“まち”をめざす。

この目標を分かりやすく表現するために、次の標語を定めました。

だれもがユニバーサルデザインの視点と心でまちづくり

2 基本方針

目標を達成するために、より具体的にめざすべき方向を明らかにする、6つの方針を定めました。

- 1 **すべての人が、できることから取り組む**
区民、事業者、関係団体や区が、職場や身近な生活の中でできることを見つけ、自らユニバーサルデザインに取り組んでいける環境をつくります。
- 2 **気づきと思いやりの心を育てる環境をつくる**
区民の交流・活動の場や学習の機会をつくり、区民、区職員の意識啓発に取り組みます。
- 3 **計画策定のプロセスを大事にし、区民の声を反映する**
ユニバーサルデザインでは、すべての人を前提とした「相互理解」、実践と継続のための「仕組み」及び「人材育成」が重要であり、そのための区民参加のプログラムを構築します。
- 4 **目標を定め、だれもが利用しやすい施設整備を推進する**
多様なニーズに対応でき、だれもが自由な移動や利用によって負担なく社会活動に参画できるよう、目標を定め生活環境の整備を推進します。
- 5 **だれもが安全で、たのしく快適に暮らせる地域を実現する**
ユニバーサルデザインのまちづくりを実現するにあたって、「推進地区」は、身近な地域で継続的に取り組む場として重要な役割を担っており、関係所管との連携により積極的に生活環境の整備を推進します。
- 6 **ユニバーサルデザインによる情報とサービスの提供を推進する**
だれもが平等に情報を受けられるように、情報伝達の手法の多様化を進めるとともにだれもが平等にサービスを受けられるような仕組みづくりと、意識向上のための取り組みを進めます。

3 施策の体系

基本方針を3つの分野に分類し、次の施策・事業に取り組みます。

みんなで取り組み、進める

- 1 すべての人が、できることから取り組む
 - (1) 区民、事業者及び関係団体への支援のプログラムの確立
 - (2) 活動団体等の育成・支援

- 2 気づきと思いやりの心を育てる環境をつくる
 - (1) ユニバーサルデザイン理念の普及

- 3 計画策定のプロセスを大事にし、区民の声を反映する
 - (1) 「ユニバーサルデザイン情報コーナー」の設置
 - (2) 整備を推進するための施策

ユニバーサルデザインのまちをつくる

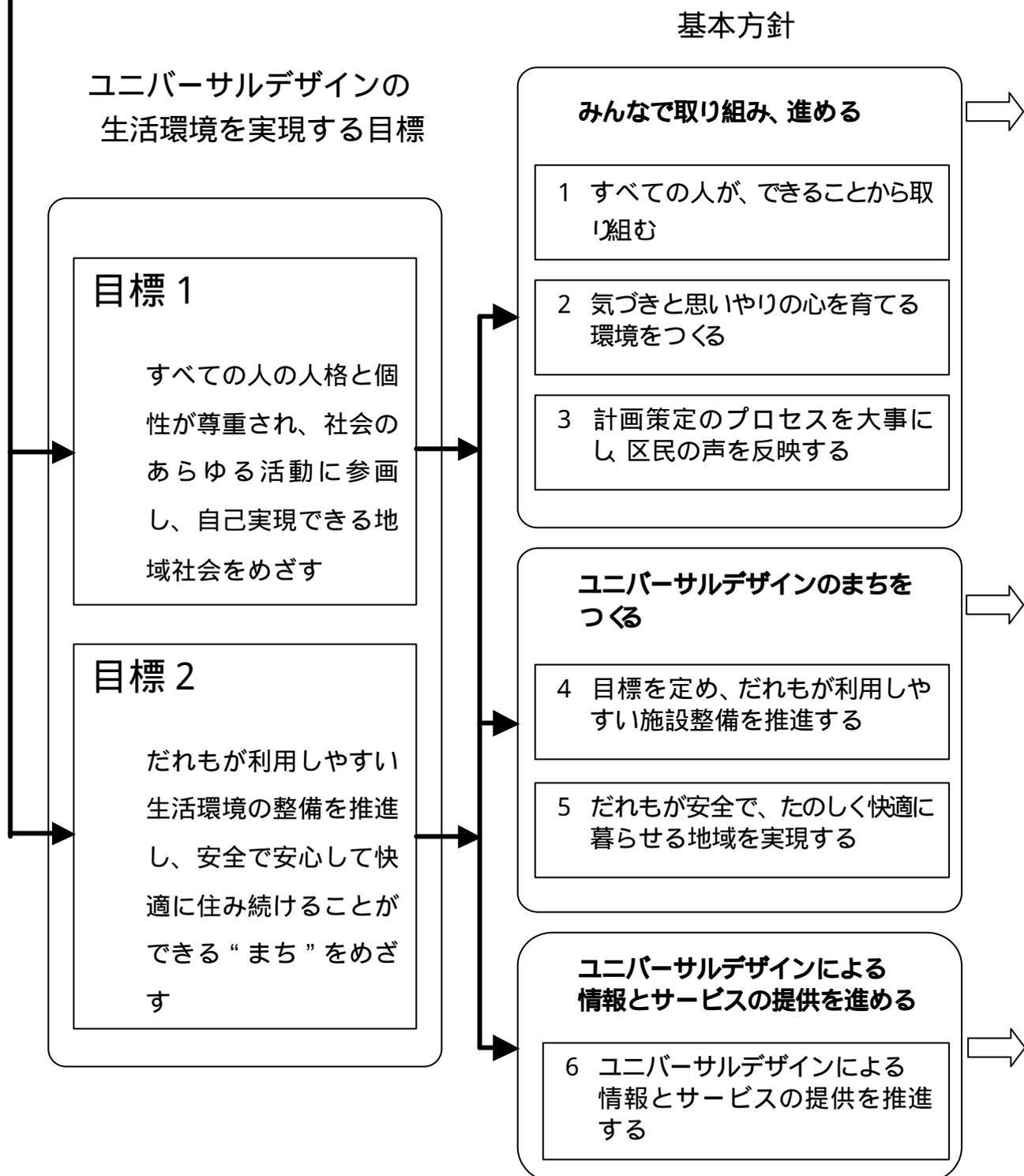
- 1 目標を定め、だれもが利用しやすい施設整備を推進する
 - (1) 公共施設の整備
 - (2) 民間施設の整備
 - (3) 住み続けられる住宅づくり
 - (4) 公共交通整備
 - (5) 安全で快適な歩行空間づくり
 - (6) 公園や水辺づくり

- 2 だれもが安全で、たのしく快適に暮らせる地域を実現する
 - (1) 安心して出かけられるトイレ、ベンチ等の環境整備
 - (2) ユニバーサルデザイン環境整備推進地区の取り組み

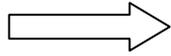
ユニバーサルデザインによる情報とサービスの提供を進める

- 1 ユニバーサルデザインによる情報とサービスの提供を推進する
 - (1) やさしく、分かりやすい情報提供の取り組み
 - (2) ユニバーサルデザインによるサービスの浸透

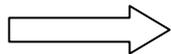
だれもがユニバーサルデザインの視点と心でまちづくり



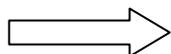
施策・事業名称



- 1 「ユニバーサルデザイン・ハンドブック」の活用推進
- 2 ユニバーサルデザイン・リーダー育成
- 3 ユニバーサルデザイン活動団体等の育成・支援
- 4 「ユニバーサルデザインフォーラム」設置運営
- 5 ユニバーサルデザイン・リレーイベントの実施
- 6 「ユニバーサルデザイン出張講座」の開催
- 7 「ユニバーサルデザイン情報コーナー」の設置
- 8 ユニバーサルデザイン点検・評価・改善制度
- 9 ユニバーサルデザイン・アドバイザー制度



- 10 「区立施設バリアフリー整備方針」の計画的な推進
- 11 教育施設のバリアフリー整備の推進
- 12 整備基準適合証の発行施設の公表
- 13 「小規模店舗等バリアフリー化助成制度」の活用促進
- 14 「住宅のためのガイドライン」の作成
- 15 公営住宅のユニバーサルデザインに基づく改修の推進
- 16 「住まいサポートセンター」におけるユニバーサルデザインの理解促進
- 17 高齢者・障害者の住宅改修支援
- 18 バスによる公共交通不便地域の解消
- 19 公共交通のユニバーサルデザインの推進
- 20 バス利用環境施設の整備促進
- 21 公共交通施設のバリアフリー化の推進
- 22 安全な歩道づくり
- 23 自転車走行環境の整備と安全な利用の啓発
- 24 放置自転車等をなくす取り組み
- 25 規模や特性に応じた公園整備
- 26 区民参加による公園整備の推進
- 27 だれでもふれあえる水辺の整備
- 28 だれでも使えるトイレとベンチ等の休憩施設のネットワーク整備
- 29 推進地区の検討と推進



- 30 視覚情報のユニバーサルデザインガイドラインの普及
- 31 多様な情報媒体(ツール)の普及・活用の推進
- 32 災害時の情報伝達の仕組み
- 33 「ユニバーサルデザインによるサービスポケットブック(一般向け)」、「窓口対応マニュアル(職員向け)」の作成・活用推進
- 34 ユニバーサルデザインの理念を織り込んだ研修・体験

4 施策の概要

みんなで取り組み、進める

1 すべての人が、できることから取り組む

(1)区民、事業者及び関係団体への支援プログラムの確立							
	施策 事業名称	新規	継続	重点	施策 事業に対する役割		
					区	事業者	区民 関係団体
1	「ユニバーサルデザイン・ハンドブック」の活用推進				作成して配布、普及させる	区民対応、接遇の中で活かす	作成に参加し、暮らしの中で活かす
2	ユニバーサルデザイン・リーダー育成				育成講座を開設し活動団体に紹介する	リーダー育成に協力する	講座を受講し、リーダーと共に活動する
(2)活動団体等の支援・育成							
3	ユニバーサルデザイン活動団体等の育成・支援				活動団体を支援、育成する	区民活動への理解と協力を行う	活動に参加し、まちづくりを実現する
4	「ユニバーサルデザインフォーラム」設置運営				フォーラムを企画、運営する	フォーラムに協力し、参加する	フォーラムの企画、運営に協力し、参加する

2 気づきと思いやりの心を育てる環境をつくる

(1)ユニバーサルデザイン理念の普及							
	施策 事業名称	新規	継続	重点	施策 事業に対する役割		
					区	事業者	区民 関係団体
5	ユニバーサルデザイン・リレーイベントの実施				関連各課がイベントを企画し、実施する	関連イベントに協力し、参加する	関連イベントの企画運営に協力し、参加する
6	「ユニバーサルデザイン出張講座」の開催				講座を企画し、区民活動の場、学校等に出向く	講座に協力し、参加する	講座に参加する

3 計画策定のプロセスを大事にし、区民の声を反映する

(1)ユニバーサルデザインの成果や結果の情報を集約・蓄積・共有・活用する仕組みの構築							
	施策 事業名称	新規	継続	重点	施策 事業に対する役割		
					区	事業者	区民 関係団体
7	「ユニバーサルデザイン情報コーナー」の設置				コーナーを設置し、情報収集・蓄積・発信・相談を行う	情報を提供・活用し、整備や施設運営に反映させる	情報を提供 活用し、まちづくり活動に活かす

(2)整備を推進するための施策							
	施策 事業名称	新規	継続	重点	施策 事業に対する役割		
					区	事業者	区民 関係団体
8	ユニバーサルデザイン点検・評価・改善制度				制度の仕組みを構築し、運営する	自らの取り組みを制度を参考に評価し、改善する	点検 評価に参加し、利用者の視点から改善提案を行う
9	ユニバーサルデザイン・アドバイザー制度				制度の仕組みを構築し、アドバイザーを活用する	アドバイザーの派遣を受けて改善する	アドバイザーの派遣を受けて活動を推進する

ユニバーサルデザインのまちをつくる

1 目標を定め、だれもが利用しやすい施設整備を推進する

(1)公共施設の整備							
	施策 事業名称	新規	継続	重点	施策 事業に対する役割		
					区	事業者	区民 関係団体
10	「区立施設バリアフリー整備方針」(平成 18 年)の計画的な推進				整備方針に基づく実施計画を作成し、改善を実施する	区立施設の改善を参考に自らの施設の改善に活かす	施設利用により、社会参加を促進する
11	教育施設のバリアフリー整備の推進				バリアフリー改善の実施計画を作成し、改善を実施する	区立施設の改善を参考に自らの施設の改善に活かす	施設利用により、社会参加を促進する
(2)民間施設の整備							
12	整備基準適合証の発行施設の公表				適合施設の公表ルールを定め、実施する	適合施設の公表に協力し、利用者に周知する	施設利用により、社会参加を促進する
13	「小規模店舗等バリアフリー化助成制度」の活用促進				制度の広報を強化し活用を促進させる	バリアフリー整備に活用する	施設利用により、社会参加を促進する
(3)住み続けられる住宅づくり							
14	「住宅のためのガイドライン」の作成				住宅のバリアフリー化を啓発する	ガイドラインを活用し、バリアフリー住宅を供給する	ガイドラインを活用し、バリアフリー住宅の理解を深める
15	公営住宅のユニバーサルデザインに基づく改修の推進				ユニバーサルデザインによる改修整備を推進する	区営住宅の改修を参考に民間住宅の改善に活かす	バリアフリー住宅への理解を深める

	施策 事業名称	新規	継続	重点	施策 事業に対する役割		
					区	事業者	区民 関係団体
16	「住まいサポートセンター」におけるユニバーサルデザインの理解促進				住宅に関する学習の場としての講座・研修会を開催する	講座 研修会に参加し、ユニバーサルデザインの住宅を供給する	講座 研修会に参加し、ユニバーサルデザインの理解を深める
17	高齢者・障害者の住宅改修支援				制度拡充、改修費用の助成、高齢者向け住宅整備の誘導等を行う	バリアフリー住宅ストックを拡大する	制度を活用し、住宅のバリアフリー改修を実施する
(4)公共交通整備							
18	バスによる公共交通不便地域の解消				関係者と共にバス交通を検討し、バス不便地域の解消を図る	バス不便地域の解消に協力する	バス利用を促進する
19	公共交通のユニバーサルデザインの推進				ノンステップバスの導入促進、福祉移動サービス事業者の参入促進を図る	ノンステップバスの導入及び福祉移動サービス事業を区内で事業展開する	福祉移動サービスを行うNPO活動及び担い手として参加する
20	バス利用環境施設の整備促進				バス停の上屋・ベンチの整備を促進する	バス停の上屋・ベンチの整備を実施する	バス利用を促進する
21	公共交通施設のバリアフリー化の推進				鉄道駅のエレベーター整備を促進する	鉄道駅のエレベーター整備を実施する	鉄道利用を促進する
(5)安全で快適な歩行空間づくり							
22	安全な歩道づくり				歩行空間の整備、改善を推進する	沿道建築物等施設管理者は歩行空間整備に協力する	迷惑駐輪、物品等を放置しないよう適正に使用する
23	自転車走行環境の整備と安全な利用の啓発				走行空間の整備と安全な利用を啓発する	走行空間の維持管理に協力する	安全な自転車利用に努める
24	放置自転車等をなくす取り組み				駐輪場の整備、放置自転車の撤去を行い、安全な利用を啓発する	駐輪場の整備、維持管理に協力する	自転車の安全な利用と、駐輪場を積極的に利用する

(6)公園や水辺づくり							
	施策 事業名称	新規	継続	重点	施策 事業に対する役割		
					区	事業者	区民 関係団体
25	規模や特性に応じた公園整備				だれもが利用しやすい公園を整備する	区の整備を参考に公園整備を行う	公園、付属設備を適切に利用する
26	区民参加による公園整備の推進				利用者の意見を活かした公園整備を行う	区の整備を参考に公園整備を行う	公園整備に参加し、公園、付属施設の利用を促進する
27	だれでもふれあえる水辺の整備				だれもが利用しやすい水辺空間を整備する	水辺沿い施設管理者は整備に協力する	だれもが利用しやすい水辺空間の整備に参加し、維持管理に協力する

2 だれもが安全で、たのしく快適に暮らせる地域を実現する

(1)安心して出かけられるトイレ、ベンチ等の環境整備							
	施策 事業名称	新規	継続	重点	施策 事業に対する役割		
					区	事業者	区民・関係団体
28	だれでも使えるトイレとベンチ等の休憩施設のネットワーク整備				トイレとベンチのネットワーク計画策定、整備促進、協力要請等を行う	だれでも使えるトイレとベンチの設置に協力する	区とともに整備の促進や協力要請を行う
(2)ユニバーサルデザイン環境整備推進地区の取組み							
29	推進地区の検討と推進				面的な整備を区民とともに推進する	推進地区における施設管理者は整備に努める	面的な整備の計画づくり 整備検討について参加する

ユニバーサルデザインによる情報とサービスの提供を進める

1 ユニバーサルデザインの情報とサービスの提供を推進する

(1)やさしく、分かりやすい情報提供の取り組み							
	施策 事業名称	新規	継続	重点	施策 事業に対する役割		
					区	事業者	区民 関係団体
30	視覚情報のユニバーサルデザインガイドラインの普及				ガイドラインを庁内で活用し、区民への普及を図る	ガイドラインを活用し、視覚情報のユニバーサルデザインに取り組む	ガイドラインを活用し、視覚情報のユニバーサルデザインに取り組む
31	多様な情報媒体 (ツール) の普及・活用の推進				ユニバーサルデザインによる情報提供を充実する	事業活動におけるユニバーサルデザインによる情報提供を充実する	多様な情報媒体 (ツール) の活用と社会参加を促進する
32	災害時の情報伝達の仕組み				携帯電話や電光表示板等を活用して災害情報を伝達する	電光表示板の活用について協力する	多様な情報媒体を活用して情報を収集する
(2)ユニバーサルデザインによるサービスの浸透							
33	「ユニバーサルデザインによるサービスポケットブック (一般向け)」、窓口対応マニュアル (職員向け)」の作成 活用推進				ポケットブック、マニュアルを作成し、普及する	ポケットブックを活用し、ユニバーサルデザインによるサービスを普及する	ポケットブックを活用し、ユニバーサルデザインによるサービスの理解を深める
34	ユニバーサルデザインの理念を織り込んだ研修 体験				職員研修の実施		

5 個別の施策内容

みんなで取り組み、進める

1	【施策・事業名称】 「ユニバーサルデザイン・ハンドブック」の活用 推進	新規・継続
		重点施策
ねらい	ユニバーサルデザインについて、区民、事業者、区職員の理解を促進する。	
取り組み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 「（仮称）ユニバーサルデザイン・ハンドブック」（平成 20 年度作成）を、区民の学習機会や区職員の研修で活用し、ユニバーサルデザインの啓発を進める ● 各小・中学校等に配布する ● リレーイベント（ 5）、出張講座（ 6）、研修・体験（ 34）で配布・活用する 	

年次別計画

整備時期	前 期		
	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度
年次別取り組み	ハンドブックの活用推進 ハンドブック活用（配布数） 3,000 部	ハンドブックの活用推進 ハンドブック活用（配布数） 3,000 部	ハンドブックの活用推進 ハンドブック活用（配布数） 3,000 部 ユニバーサルデザインの理解度 前期 40%
	後 期		
	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
	ハンドブックの評価 ハンドブックの改訂 ハンドブックの活用（配布数） 3,000 部	改訂ハンドブックの活用 推進 ハンドブックの活用（配布数） 3,000 部	改訂ハンドブックの活用 推進 ハンドブックの活用（配布数） 3,000 部 ユニバーサルデザインの理解度 後期 60%

みんなで取り組み、進める

2	【施策・事業名称】 ユニバーサルデザイン・リーダー育成	新規・継続
ねらい	利用者の視点、地域の視点からユニバーサルデザインの整備等に対して客観性のある意見を提示し、住民活動を牽引できる人材を育成する。	
取り組み内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 上記の人材として「(仮称)ユニバーサルデザイン・リーダー」を育成する ● 公共的施設等の整備の事後評価や区民の活動を活性化するために、ユニバーサルデザイン・リーダーを活用する ● 「ユニバーサルデザイン・リーダー育成講座」を実施する ● ユニバーサルデザイン・リーダーの登録をする ● ユニバーサルデザイン活動団体へ紹介する 	

年次別計画

整備時期	前 期		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年次別取り組み	ユニバーサルデザイン・リーダー育成事業の検討	ユニバーサルデザイン・リーダー育成事業の試行、検討	「ユニバーサルデザイン・リーダー制度要綱の制定」
	後 期		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	ユニバーサルデザイン・リーダー育成事業の実施 育成講座の実施 1回 リーダー登録数 5人	ユニバーサルデザイン・リーダー育成事業の実施 育成講座の実施 1回 リーダー登録数 5人 活動団体への紹介数 延べ10人	ユニバーサルデザイン・リーダー育成事業の実施 育成講座の実施 1回 リーダー登録数 5人 活動団体への紹介数 延べ10人

みんなで取り組み、進める

3	【施策・事業名称】 ユニバーサルデザイン活動団体等の育成・支援	新規・継続
ねらい	地域や利用者の視点を活かした、区民主体のユニバーサルデザインへの取り組みを育成する。	
取り組み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域で自主的にユニバーサルデザインに取り組む活動団体等の育成や支援を行う ● ユニバーサルデザイン活動団体の公募、登録をする ● ユニバーサルデザイン・リーダーの紹介をする ● (仮称)ユニバーサルデザインネットワーク による活動団体の交流支援推進地区での取り組み (No.29) とリンクさせる 	

年次別計画

整備時期	前 期		
	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度
年次別取り組み	活動団体実態調査	活動団体育成・支援方策の検討	実施 前期登録数 5 団体
	後 期		
	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
	実施	実施	実施 後期登録数 10 団体

みんなで取り組み、進める

4	【施策・事業名称】 「ユニバーサルデザインフォーラム」設置運営	新規・継続
		重点施策
ねらい	区民、事業者と区がユニバーサルデザインの知識や経験について情報交換をする。	
取り組み内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 交流と協働の場として「（仮称）ユニバーサルデザインフォーラム」を設置し運営する ● ユニバーサルデザインのまちづくりに取り組む地域や団体の活動について、全区的な発表・交流機会をつくる ● ユニバーサルデザイン活動団体、関連団体等に呼びかけて、会議、展示会等を実施する <p style="margin-left: 20px;">地域レベルでの交流の場は、総合支所単位で「（仮称）ユニバーサルデザインネットワーク」（No.29）を運営し、ワークショップ等を開催する</p>	

年次別計画

整備時期	前 期		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年次別取り組み	「ユニバーサルデザインフォーラム」の検討、実施 参加者数 各年 40人	実施 参加者数 各年 40人	実施 参加者数 各年 40人
	後 期		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	「ユニバーサルデザインフォーラム」の見直し、実施 参加者数 各年 40人	実施 参加者数 各年 40人	実施 参加者数 各年 40人

みんなで取り組み、進める

5	【施策・事業名称】 ユニバーサルデザイン・リレーイベントの実施	新規・継続
	ねらい	区民、事業者、区のユニバーサルデザインの取り組みを普及させる。
取り組み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインに関連する多様なイベントを継続的に実施する イベント・催しの実施にあたりユニバーサルデザインの視点を入れる（テーマ設定、会場の選定、情報提供の方法等） 関連各課と連携してユニバーサルデザインに関連するイベントを共通テーマで実施しPRする 企画及びイベントについては、区民やユニバーサルデザイン・リーダーの参加により運営する 啓発のためのロゴやキャラクターを制定、活用する ロゴやキャラクターは公募、選考会の実施により広くPRする 	

年次別計画

整備時期	前 期		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年次別取り組み	リレーイベントの検討	リレーイベントの実施 ロゴやキャラクターの公 募検討	実施 ロゴやキャラクターの公 募、決定
	後 期		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	見直し 実施 ロゴやキャラクターの PR	実施	実施

みんなで取り組み、進める

6	【施策・事業名称】 「ユニバーサルデザイン出張講座」の開催	新規・継続
		重点施策
ねらい	ユニバーサルデザインの理念、施策の内容、実現の方法や技術、取り組みの事例等を普及させる。	
取り組み内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> 職員が区民に直接区の取り組み等を伝える機会として、区民等の要請により「（仮称）ユニバーサルデザイン出張講座」を実施する 区民等（商店街、企業など）の要請により、関連部門の事業課と地域整備課が協力して実施する 生涯学習講座及び、小・中学校の要請により総合学習等で実施する 講師は区職員のほか、ユニバーサルデザイン・リーダーが担当する 	

年次別計画

整備時期	前 期		
	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度
年次別取り組み	内容の検討、庁内周知 実施 出張回数 各年 5 回	実施 出張回数 各年 5 回	実施 出張回数 各年 5 回
	後 期		
	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
	実施 出張回数 各年 5 回	実施 出張回数 各年 5 回	実施 出張回数 各年 5 回

みんなで取り組み、進める

7	【施策・事業名称】 「ユニバーサルデザイン情報コーナー」の設置	新規・継続
		重点施策
ねらい	ユニバーサルデザインに関連した情報を収集・蓄積し、次の事業や整備に反映させる。	
取り組み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> ● ユニバーサルデザインの整備や取り組みの成果、課題等の情報を収集・蓄積し公開する情報コーナーを設置する ● ユニバーサルデザインに関する相談に対応できる機能を整備する ● 情報コーナーを区役所内に設置する ● 情報はホームページでも発信する 	

年次別計画

整備時期	前 期		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年次別取り組み	情報コーナーの検討	設置・運営	運営
	後 期		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	見直し・運営	運営	運営

みんなで取り組み、進める

8	【施策・事業名称】 ユニバーサルデザイン点検・評価・改善制度	新規・継続
		重点施策
ねらい	ユニバーサルデザインに係る事業の推進状況を点検・評価し、継続的な改善(スパイラルアップ)につなげるための仕組みを作る。	
取り組み内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 審議会の付属機関として「(仮称)評価分科会」を設置し、年1回の進捗状況を検証する ● 公共施設等の整備についていくつかの施設をモデル的に抽出し、区民参加によるワークショップで事後評価を行い、評価結果を情報コーナーに蓄積する ● ユニバーサルデザインに対する区民の意識調査を実施する 	

年次別計画

整備時期	前 期		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年次別取り組み	点検・評価実施 アンケート実施 区民参加によるモデル検証	実施 区民参加によるモデル検証	実施 アンケート実施 区民参加によるモデル検証
	後 期		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	実施 区民参加によるモデル検証	実施 区民参加によるモデル検証	実施 アンケート実施 区民参加によるモデル検証

みんなで取り組み、進める

9	【施策・事業名称】 ユニバーサルデザイン・アドバイザー制度	新規・継続
		重点施策
ねらい	区民、事業者、区のユニバーサルデザインの取り組みについて、専門的立場から助言をする制度を確立する。	
取り組み内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> 「（仮称）ユニバーサルデザイン・アドバイザー要綱」を制定する アドバイザー委嘱により、ユニバーサルデザイン関連事業及び区民活動への助言、必要に応じた派遣など各種施策推進の要とする 	

年次別計画

整備時期	前 期		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年次別取り組み	ユニバーサルデザイン・アドバイザー制度の検討	「ユニバーサルデザイン・アドバイザー要綱」の制定、実施	アドバイザーの派遣実施
	後 期		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	見直し アドバイザーの派遣実施	アドバイザーの派遣実施	アドバイザーの派遣実施

ユニバーサルデザインのまちをつくる

10	【施策・事業名称】 「区立施設バリアフリー整備方針」(平成18年) の計画的な推進	新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/>
		重点施策
ねらい	中期、長期整備を計画的に実施することにより、だれもが利用しやすい施設整備を推進する。	
取り組み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> 不特定多数の人が利用する施設を、利用率に応じて計画的に整備する ユニバーサルデザイン推進条例、バリアフリー建築条例の内容を施設管理者に説明し、周知を図る 	

年次別計画

整備時期	前 期		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年次別取り組み	区立施設バリアフリー中期整備 40施設	区立施設バリアフリー中期整備 40施設	区立施設バリアフリー中期整備 40施設
	後 期		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	長期整備計画策定、実施	実施	実施

ユニバーサルデザインのまちをつくる

11	【施策・事業名称】 教育施設のバリアフリー整備の推進	新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/>
	ねらい	学校のバリアフリー工事を進めることで、だれもが利用しやすい施設整備を推進する。
取り組み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> 改築、改修の中でバリアフリーを充実していく 改築にあたっては、ユニバーサルデザイン推進条例に基づく整備基準に従いバリアフリー化の充実をめざす 防災避難施設として使用する場合の利用ルートのバリアフリー化を検討していく 「新たな学校施設整備基本方針」に基づき、計画的に年2校の改築を実施する 	

年次別計画

整備時期	前 期		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年次別取り組み	年2校の改築実施	年2校の改築実施	年2校の改築実施
	後 期		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	年2校の改築実施	年2校の改築実施	年2校の改築実施

ユニバーサルデザインのまちをつくる

12	【施策・事業名称】 整備基準適合証の発行施設の公表	新規・継続
	ねらい	整備基準適合証発行施設の増加をめざす。
取り組み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> 事業者に向けた制度の周知（ホームページの充実、条例・整備基準、届出制度などの説明会の実施、説明パンフレットの作成・配布等）をする 適合証が発行された民間施設を公表し、整備実績を顕彰・表彰する制度等の検討をする 整備基準の適合内容を表示するなど、適合証表示の意味を再検討し、適合証の掲示効果の幅を広げることを検討する 民間の整備基準適合施設に対して、適合証の取得を窓口で働きかける 	

年次別計画

整備時期	前 期		
	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度
年次別取り組み	説明パンフレットの作成 公表方法・表彰制度の検討 実施	実施	実施 前期適合割合 20%
	後 期		
	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
	実施	実施	実施 後期適合割合 30%

ユニバーサルデザインのまちをつくる

13	【施策・事業名称】 「小規模店舗等バリアフリー化助成制度」の活用促進	新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/>
		重点施策
ねらい	小規模店舗等のバリアフリー整備件数の増加をめざす。	
取り組み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> 助成の仕組みを分かりやすく説明するパンフレットを作成する 新たな「小規模店舗等バリアフリー化助成制度」の活用を促進するための広報及び商店街活性化施策（生活支援拠点型商店街の支援など）との連携強化、区内の商店街へチラシ配布するなどのPR活動を行う 	

年次別計画

整備時期	前 期		
	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度
年次別取り組み	P R 活動、実施 パンフレット作成 補助件数 3 件	P R 活動、実施 補助件数 3 件	P R 活動、実施 補助件数 3 件
	後 期		
	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
	P R 活動、実施 パンフレット改訂 補助件数 3 件	P R 活動、実施 補助件数 3 件	P R 活動、実施 補助件数 3 件

ユニバーサルデザインのまちをつくる

14	【施策・事業名称】 「住宅のためのガイドライン」の作成	新規 継続
ねらい	住宅専用部分のバリアフリー整備を促進し、高齢になっても住みやすい生活環境をめざす。	
取り組み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> 「（仮称）住宅のためのガイドライン」を作成し、住宅専用部分のバリアフリー化を推進する 「住宅のためのガイドライン」の普及をする 	

年次別計画

整備時期	前 期		
	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度
年次別取り組み	ガイドラインの検討 専用部分の整備促進方策 の検討	ガイドラインの作成 専用部分の整備促進制度 の制定	ガイドラインの普及、啓 発の推進
	後 期		
	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
	ガイドラインの普及、啓 発の推進	ガイドラインの普及、啓 発の推進	ガイドラインの普及、啓 発の推進 専用部分の整備促進制度 の見直し

ユニバーサルデザインのまちをつくる

15	【施策・事業名称】 公営住宅のユニバーサルデザインに基づく改修の推進	新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/>
		重点施策
ねらい	公営住宅の改修をすることで、だれもが住みやすい生活環境をめざす	
取り組み内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> 区営・区立住宅については、耐震診断調査結果を踏まえ、順次ユニバーサルデザインに基づく改修を計画的に推進する 区営・区立住宅については、空室発生時のリフォームや改修工事の際に、ユニバーサルデザイン推進条例整備基準や「(仮称)住宅のためのガイドライン」に基づく改修を実施する 都営住宅等については、ユニバーサルデザイン推進条例に基づく整備基準の協議をさせる 	

年次別計画

整備時期	前 期		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年次別取り組み	区営住宅等の整備計画策定	改修の実施	改修の推進
	後 期		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	整備計画の見直し 改修の推進	改修の推進	改修の推進

ユニバーサルデザインのまちをつくる

16	【施策・事業名称】 「住まいサポートセンター」におけるユニバーサルデザインの理解促進	新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/>
	ねらい	区民のユニバーサルデザインへの理解を促進し、だれもが住みやすい住宅環境をめざす。
取り組み内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> 「住まいサポートセンター」の活用（講座開催や展示）により住宅整備におけるユニバーサルデザインの理解を促進する 「住まいサポートセンター」において検討中の住宅に関する学習の場で、ユニバーサルデザインについての区民や事業者の理解を促進するため、講座・研修会等を開催する 	

年次別計画

整備時期	前 期		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年次別取り組み	講座・研修会等の企画、検討	講座・研修会等の実施	講座・研修会等の推進
	後 期		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	講座・研修会等の事業内容見直し 啓発イベントの実施検討	講座・研修会等の充実 啓発イベントの実施	講座・研修会等の推進 啓発イベントの実施

ユニバーサルデザインのまちをつくる

17	【施策・事業名称】 高齢者・障害者の住宅改修支援	新規 <u>継続</u>
	ねらい	住宅のバリアフリー化を促進し、高齢者や障害者が住みやすい住宅環境をめざす。
取り組み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> 住宅改修費助成と事業の周知をする 加齢に伴う身体機能の低下などに対応するため、住宅のバリアフリー化などへの対応力のある住宅ストックの形成を図る 高齢者が、要介護化や重度化予防のために住宅改修を行う際の費用の一部を助成することで、住みやすい住宅の整備を促進していく 民間による介護付き住宅や高齢者向けの居住支援住宅の認証及び認証制度の普及をする 在宅の障害者の日常生活を容易なものとし、介護家族の負担を軽減するため、住宅改造費の助成を行い、居住環境の整備を図る 障害者の住宅改修適用範囲の拡大を検討する 	

年次別計画

整備時期	前 期		
	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度
年次別取り組み	高齢者の住宅改修費助成 高齢者向けの居住形態の 整備 障害者の住宅改造費助成 障害者の住宅改修適用範 囲の拡大にむけた調査	高齢者の住宅改修費助成 高齢者向けの居住形態の 整備 障害者の住宅改造費助成 障害者の住宅改修適用範 囲の拡大の検討	高齢者の住宅改修費助成 高齢者向けの居住形態の 整備 障害者の住宅改造費助成 障害者の住宅改修適用範 囲の拡大の実施
	後 期		
	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
	高齢者の住宅改修費助成 高齢者向けの居住形態の 整備 障害者の住宅改造費助成	高齢者の住宅改修費助成 高齢者向けの居住形態の 整備 障害者の住宅改造費助成	高齢者の住宅改修費助成 高齢者向けの居住形態の 整備 障害者の住宅改造費助成

ユニバーサルデザインのまちをつくる

18	【施策・事業名称】 バスによる公共交通不便地域の解消	新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/>
	ねらい	新たな路線等の導入により、公共交通不便地域の解消をめざす。
取り組み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> バス事業者の自主運行の働きかけをする 区は新たな路線等の導入のための候補ルートを検討し、導入可能性等の調査をする 道路・交通管理者、バス事業者、沿線住民、工事関係者等の関係機関との調整や走行環境整備などの支援をする 	

年次別計画

整備時期	前 期		
	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度
年次別取り組み	関係機関との調整 ルートの改良	新規バス路線検討調査 1 路線（運行開始）	関係機関との調整 1 路線（運行開始） 累計 9 路線
	後 期		
	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
	未定	未定	未定

ユニバーサルデザインのまちをつくる

19	【施策・事業名称】 公共交通のユニバーサルデザインの推進	新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/>
		重点施策
ねらい	ユニバーサルデザインの理念のもと、区民が利用しやすい公共交通の整備をめざす。	
取り組み内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> ノンステップバスの導入等のバリアフリー化について、事業者に働きかける 高齢者や障害者など移動困難者の通院、社会参加や余暇活動を充実させるため、福祉移動サービス事業者の参入促進を図る <p>公共交通機関の利用が困難な方が外出する際、車いすでも対応可能な車両などを活用し、移動を手伝うサービス事業者。NPOの福祉有償運送事業者や福祉輸送限定タクシー事業者がある。</p>	

年次別計画

整備時期	前 期		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年次別取り組み	福祉移動サービス事業者の参入促進 47事業者 ノンステップバスの導入等の働きかけ	福祉移動サービス事業者の参入促進 48事業者 ノンステップバスの導入等の働きかけ	福祉移動サービス事業者の参入促進 49事業者 ノンステップバスの導入等の働きかけ
	後 期		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	福祉移動サービス事業者の参入促進 ノンステップバスは未定	福祉移動サービス事業者の参入促進 ノンステップバスは未定	福祉移動サービス事業者の参入促進 ノンステップバスは未定

ユニバーサルデザインのまちをつくる

20	【施策・事業名称】 バス利用環境施設の整備促進	新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/>
	ねらい	バス利用環境の整備を推進することで、様々な人が利用しやすい公共交通をめざす。
取り組み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 路線バス停留所の快適性の向上を図る ● バス事業者へバス停上屋の設置支援をする ● 都道、国道のバス停留所へのベンチ設置の促進を図る ● バス事業者へ運行情報提供装置等の整備や分かりやすいバス路線等の表示を働きかける 	

年次別計画

整備時期	前 期		
	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度
年次別取り組み	都道、国道へのバス停ベンチ設置促進 バス事業者のバス停上屋設置を支援	都道、国道へのバス停ベンチ設置促進 バス事業者のバス停上屋設置を支援	都道、国道へのバス停ベンチ設置促進 バス事業者のバス停上屋設置を支援
	後 期		
	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
	未定	未定	未定

ユニバーサルデザインのまちをつくる

21	【施策・事業名称】 公共交通施設のバリアフリー化の推進	新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/>
ねらい	区内の公共交通機関を利用する際の移動を円滑にし、すべての人が利用しやすい公共交通をめざす。	
取り組み内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道事業者と連携し、鉄道駅のエレベーター等段差解消の整備を促進する（未整備駅は、桜上水、芦花公園、千歳烏山、新代田、下北沢の5駅で、うち桜上水駅は平成20年度に整備予定。下北沢駅は整備中。） 駅舎等施設の整備は、法に基づいて事業者が実施 	

年次別計画

整備時期	前 期		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年次別取り組み	鉄道駅のエレベーター整備 1 駅	鉄道駅のエレベーター整備 3 駅	終了
	後 期		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度

ユニバーサルデザインのまちをつくる

22	【施策・事業名称】 安全な歩道づくり	新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/>
		重点施策
ねらい	だれもが安全で、安心して歩ける快適な歩行空間の整備を推進する。	
取り組み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> 歩道未設置の道路を歩車道分離にすると共に、既存歩道の改良整備を推進する 既存歩道のバリアフリー整備を推進する 電線類地中化の整備計画に基づいて、電線共同溝の整備を推進する 	

年次別計画

整備時期	前 期		
	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度
年次別取り組み	歩道整備（新設・改良） 1,390m	歩道整備（新設・改良） 1,250m	歩道整備（新設・改良） 1,420m
	バリアフリー整備 61 箇所	バリアフリー整備 98 箇所	バリアフリー整備 86 箇所
	電線地中化共同溝整備 760m	電線地中化共同溝整備 1,130m	電線地中化共同溝整備 1,030m
	後 期		
	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
実施計画に基づく整備の 推進	実施計画に基づく整備の 推進	実施計画に基づく整備の 推進	

ユニバーサルデザインのまちをつくる

23	【施策・事業名称】 自転車走行環境の整備と安全な利用の啓発	新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/>
		重点施策
ねらい	歩行者・自転車利用者が安全に移動できるように、自転車の走行空間・環境を整備する。あわせて、安全な自転車利用の普及・啓発を進める。	
取り組み内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者と自転車利用者の安全を確保するため、自転車走行帯等を整備する 公安委員会と連携して自転車等の安全な利用の普及・啓発を図る 	

年次別計画

整備時期	前 期		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年次別取り組み	自転車走行環境整備計画の策定 自転車走行帯の整備等 安全な自転車利用の普及・啓発	自転車走行帯の整備等 安全な自転車利用の普及・啓発	自転車走行帯の整備等 安全な自転車利用の普及・啓発
	後 期		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	自転車走行帯の整備等 安全な自転車利用の普及・啓発	自転車走行帯の整備等 安全な自転車利用の普及・啓発	自転車走行帯の整備等 安全な自転車利用の普及・啓発

ユニバーサルデザインのまちをつくる

24	【施策・事業名称】 放置自転車等をなくす取り組み	新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/>
	ねらい	歩行者等の妨げとなっている支障物を取り除き、だれもが安心して通行できる空間の確保をめざす。
取り組み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> 安全な自転車利用の啓発をする 自転車等駐車場の整備と放置禁止区域の指定をする 放置自転車等の撤去（放置禁止区域は交通安全自転車課、他は関連各課）をする 不法占用物件の除却をする 	

年次別計画

整備時期	前 期		
	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度
年次別取り組み	安全な自転車利用の啓発 自転車等駐車場の整備 放置自転車等の撤去 不法占用物件の除却	安全な自転車利用の啓発 自転車等駐車場の整備 放置自転車等の撤去 不法占用物件の除却	安全な自転車利用の啓発 自転車等駐車場の整備 放置自転車等の撤去 不法占用物件の除却
	後 期		
	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
	安全な自転車利用の啓発 自転車等駐車場の整備 放置自転車等の撤去 不法占用物件の除却	安全な自転車利用の啓発 自転車等駐車場の整備 放置自転車等の撤去 不法占用物件の除却	安全な自転車利用の啓発 自転車等駐車場の整備 放置自転車等の撤去 不法占用物件の除却

ユニバーサルデザインのまちをつくる

25	【施策・事業名称】 規模や特性に応じた公園整備	新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/>
ねらい	公園緑地の規模や特性に応じた整備を行うことにより、魅力ある公園、だれもが利用しやすい公園緑地を整備する。	
取り組み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> 公園の地形や付属の施設、利用の形態など、それぞれの公園が持っている個性を活かした整備を検討する (仮称)「区立公園緑地のユニバーサルデザイン整備の考え方」の普及・啓発、実施をする ユニバーサルデザイン推進条例に基づく整備基準により整備する 	

年次別計画

整備時期	前 期		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年次別取り組み	(仮称)「区立公園緑地のユニバーサルデザイン整備の考え方」の検討、策定	(仮称)「区立公園緑地のユニバーサルデザイン整備の考え方」に基づく実施	実施
	後 期		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	実施	実施	実施

ユニバーサルデザインのまちをつくる

26	【施策・事業名称】 区民参加による公園整備の推進	新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/>
		重点施策
ねらい	区民参加により、様々な意見を取り入れた公園緑地の計画・整備をすることで、だれもが利用しやすい公園緑地とする。	
取り組み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> ワークショップ等の手法により、公園緑地の新設・改修を行う ユニバーサルデザイン推進条例に基づく整備基準により整備する 	

年次別計画

整備時期	前 期		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年次別取り組み	公園新設3箇所	公園新設4箇所	公園新設1箇所
	後 期		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	実施	実施	実施

ユニバーサルデザインのまちをつくる

27	【施策・事業名称】 だれでもふれあえる水辺の整備	新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/>
	ねらい	区民に身近な水辺空間を再生し、だれもが水に親しめる空間を創出する。
取り組み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> 「みどりとみずの行動計画」、「水辺の再生計画」に基づき人々に潤いや安らぎをもたらす整備を進める だれもが水に触れられる、水面を眺められる、せせらぎ音を楽しめるような整備を進める 水源や水文化・歴史を案内板などで知らせる 親水箇所へのスロープの設置などのアクセス改善、休憩場所を設置する ユニバーサルデザイン推進条例に基づく整備基準により整備する 	

年次別計画

整備時期	前 期		
	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度
年次別取り組み	水辺空間の再生（水路） 1箇所	水辺空間の再生（公園） 1箇所	水辺空間の再生（公園） 1箇所
	水辺空間の再生（公園） 1箇所		
	後 期		
	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
	実施	実施	実施

ユニバーサルデザインのまちをつくる

28	【施策・事業名称】 だれでも使えるトイレとベンチ等の休憩施設のネットワーク整備	新規 継続
		重点施策
ねらい	トイレとベンチ等の休憩施設をネットワーク整備することにより、高齢者や障害者、子育て中の区民などだれでも安全で安心して出かけられる地域社会をめざす。	
取り組み内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> 駅前広場や公園などの公共施設の公共空間及び民間施設に、だれでも気軽に使えるトイレとベンチ等の休憩施設の設置を推進し、ネットワーク化を図る 区民の日常生活を支える商店街の生活支援拠点づくりで、トイレ、ベンチの設置等を推進する だれでも気軽に使えるトイレは、利用距離 500m以内の設置をめざす ベビーチェア、おむつ替え用ベビーベッドの設置を推進する トイレマップやHPを区民や活動団体と連携して作成する トイレの設備内容、場所、利用時間等について利用者への情報提供を充実する 区民、事業者、行政の協働で、健康きたざわプランに基づき「高齢者が安心して外出できるように」トイレ、ベンチ等の提供を管内の商店街や公共施設・民間施設などに普及する 区民や活動団体とともに、公共施設や民間施設に“おかけください”“トイレあります”ステッカーの掲示協力を依頼したり、商店街や町会などが自主的にベンチやトイレの提供に取り組めるような手法をまとめた冊子を作成する 	

年次別計画

整備時期	前 期		
	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度
年次別取り組み	トイレと休憩施設のネットワーク整備計画の策定	トイレと休憩施設の設置推進計画の検討 トイレの情報提供の仕組み検討、構築	トイレと休憩施設の設置推進計画策定
	後 期		
	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
	トイレと休憩施設の設置推進計画実施	トイレと休憩施設の設置推進計画実施	トイレと休憩施設の設置推進計画実施

ユニバーサルデザインのまちをつくる

29	【施策・事業名称】 推進地区の検討と推進	新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/>
		重点施策
ねらい	ユニバーサルデザインの面的整備の推進をする。	
取り組み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 身近な地域における生活環境を連続的、効果的に整備する整備計画の策定と推進地区の指定をする ● 駅の改修や商店街における環境整備、基盤整備など主要な整備とあわせた推進地区の指定をする ● 区の事業や支援を前提として、区民の意見や提案をもとに各事業課の横断的な連携による推進地区の環境整備計画を策定する ● 各総合支所に推進プロジェクトを設置し、推進地区の検討を行う ● 道路、公園、河川、公共交通施設、公共施設等、庁内の横断的な連携による推進地区における生活環境の整備をする ● 推進地区における区民等の団体への活動支援をする ● 区民と行政が協働で推進地区の情報交換や意見の把握を行う場として「(仮称)ユニバーサルデザインネットワーク」を設置する ● 面的整備を推進するため、重点整備地区(バリアフリー新法)等の制度の活用を図る 	

年次別計画

整備時期	前 期		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年次別取り組み	推進地区関連要綱制定 5箇所	実施(先行的に実施可能な総合支所)	実施(その他の総合支所)
	推進地区の周知と体制づくり 1箇所		
	後 期		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	実施	実施	実施

ユニバーサルデザインによる情報とサービスの提供を進める

30	【施策・事業名称】 視覚情報のユニバーサルデザインガイドラインの普及	新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/>
		重点施策
ねらい	視覚情報のユニバーサルデザインについて、新たな知見を導入する。	
取り組み内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> 関係課による視覚情報のユニバーサルデザインガイドラインの改訂をする 視覚情報のユニバーサルデザインガイドラインの改訂に併せて情報提供媒体の多様化を追加する ガイドラインの庁内への普及・啓発、庁外への発信をする 区のホームページの新たなガイドラインの適用をする 	

年次別計画

整備時期	前 期		
	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度
年次別取り組み	ガイドラインの改訂 ホームページへの適用	普及・啓発	普及・啓発
	後 期		
	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
	点検・評価 普及・啓発	普及・啓発	普及・啓発

ユニバーサルデザインによる情報とサービスの提供を進める

31	【施策・事業名称】 多様な情報媒体（ツール）の普及・活用の推進	新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/>
	ねらい	情報提供やコミュニケーションについて、多様なニーズに対応する。
取り組み内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> 区が主催・後援する説明会、イベントや講演会等での聴覚障害者や視覚障害者に対する配慮（手話通訳派遣、要約筆記の派遣等や公用文書等の点字化及び音訳化等）の推進をする イベントや講演会等を実施する所管課に対して、障害者に有効な情報提供機器類等（活字文書読み上げ装置等）の情報提供をする 区が主催・後援するイベントや講演会でのユニバーサルデザインの配慮事項として「（仮称）イベントガイドライン」を作成し、啓発に役立てる （仮称）イベントガイドラインは、区民・事業者等が行う活動にも活用できる内容とし、普及に努める 	

年次別計画

整備時期	前 期		
	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度
年次別取り組み	多様な情報媒体の普及・活用方針の検討、活用の実施 イベントガイドライン作成	多様な情報媒体の普及・活用の実施 イベントガイドラインの普及・啓発	実施 イベントガイドラインの普及・啓発
	後 期		
	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
	実施 イベントガイドラインの普及・啓発	実施 イベントガイドラインの普及・啓発	実施 イベントガイドラインの普及・啓発

ユニバーサルデザインによる情報とサービスの提供を進める

32	【施策・事業名称】 災害時の情報伝達の仕組み	新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/>
	ねらい	災害時にだれでも災害に関する情報等が得られるように仕組みを整える。
取り組み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報伝達手段として、携帯電話のメール機能による情報発信の普及を図る 災害情報伝達手段として、ホームページ、ラジオ放送（FMせたがや）、総合支所をはじめ区内各所に設置している電光表示板による情報発信の普及を図る 	

年次別計画

整備時期	前 期		
	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度
年次別取り組み	災害・防犯情報メール 登録者数 500 人 ホームページ、ラジオ放 送、電光表示板による情 報発信の普及	災害・防犯情報メール 登録者数 500 人 ホームページ、ラジオ放 送、電光表示板による情 報発信の普及	災害・防犯情報メール 登録者数 500 人 ホームページ、ラジオ放 送、電光表示板による情 報発信の普及
	後 期		
	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
	ホームページ、ラジオ放 送、電光表示板による情 報発信の普及	ホームページ、ラジオ放 送、電光表示板による情 報発信の普及	ホームページ、ラジオ放 送、電光表示板による情 報発信の普及

ユニバーサルデザインによる情報とサービスの提供を進める

33	【施策・事業名称】 「ユニバーサルデザインによるサービスポケットブック（一般向け）」、「窓口対応マニュアル（職員向け）」の作成・活用推進	新規・継続
		重点施策
ねらい	「ユニバーサルデザインによるサービス」に留意した接遇を促進する。	
取り組み内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> 接遇の啓発や庁内の取り組みを促進するために、具体的な方法をまとめた冊子「窓口対応マニュアル」等を作成し、職員研修、イベントなどで配布し周知啓発に活用する 一般向け「ユニバーサルデザインによるサービスポケットブック」を作成する 各イベントで「サービスポケットブック」を配布し、周知啓発に活用する 	

年次別計画

整備時期	前 期		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年次別取り組み	「ユニバーサルデザインによるサービスポケットブック」「窓口対応マニュアル」の検討	「ユニバーサルデザインによるサービスポケットブック」「窓口対応マニュアル」の作成	職員研修、OJTなどでの活用 イベント等での配布
	後 期		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	職員研修、OJTなどでの活用 イベント等での配布	職員研修、OJTなどでの活用 イベント等での配布 見直し、改訂	職員研修、OJTなどでの活用 イベント等での配布

ユニバーサルデザインによる情報とサービスの提供を進める

34	【施策・事業名称】 ユニバーサルデザインの理念を織り込んだ研 修・体験	新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/>
	ねらい	区の職員のユニバーサルデザインによる行政サービスのありかたに対する理解を深める。
取り組み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインの理念を織り込んだ職層研修や接遇研修を継続実施する 地域整備課で体験事業を含む職場研修（全庁全職員向け、研修調査室共催）を企画実施する 	

年次別計画

整備時期	前 期		
	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度
年次別取り組み	UDの理念を織り込んだ職層研修や接遇研修の継続実施 地域整備課主催の職場研修	UDの理念を織り込んだ職層研修や接遇研修の継続実施 地域整備課主催の職場研修	UDの理念を織り込んだ職層研修や接遇研修の継続実施 地域整備課主催の職場研修
	後 期		
	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
	UDの理念を織り込んだ職層研修や接遇研修の継続実施 地域整備課主催の職場研修	UDの理念を織り込んだ職層研修や接遇研修の継続実施 地域整備課主催の職場研修	UDの理念を織り込んだ職層研修や接遇研修の継続実施 地域整備課主催の職場研修

第4章 推進体制

1 施策の進行管理を行う体制づくり

1-1 庁内推進体制の構築

各所管が連携し、継続的にハード・ソフト面でユニバーサルデザインを推進する取り組みが必要です。このため全庁的な推進体制の充実を図ります。

前 期 (平成21年度～23年度)	段階的、継続的発展のプロセスを確立し、施策を進めることが必要であり、推進計画策定時の推進委員会、幹事会を活かし、新たに横断的な体制を構築します。
後 期 (平成24年度～26年度)	ユニバーサルデザインを総合的に推進するため、組織の検討を行います。

1-2 施策の進捗状況と評価 (スパイラルアップ) ¹

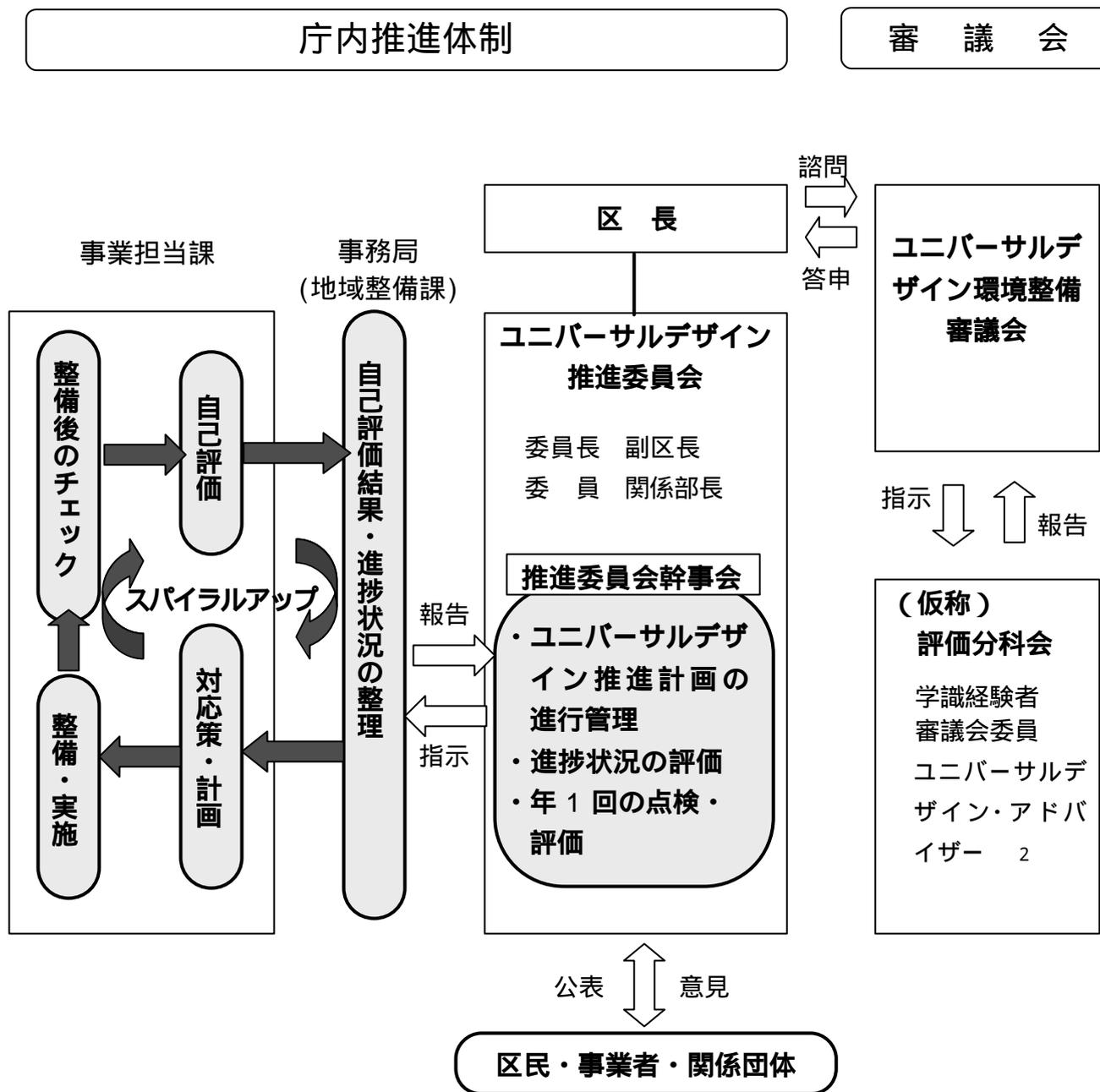
事業を進めるにあたって、整備目標の設定と点検・評価のシステムを構築します。それとともに、区と区民等との連携により、施策の段階的・継続的発展を図り、生活環境の整備のスパイラルアップを実現します。

スパイラルアップの取り組みを進めていく中で、施策・事業の追加や修正を行い、更なる生活環境の整備、レベルアップを図って行きます。

1 スパイラルアップ

事前検討、計画作りの段階から区民・利用者が参加し、多様なニーズを明らかにしながら「事前検討 計画作り 実施 事後評価 改善・他の事業への反映」の手順を繰り返しユニバーサルデザインのまちづくりの継続的な発展をめざしていく方法です。

庁内推進体制とスパイラルアップの仕組み



2 ユニバーサルデザイン・アドバイザー

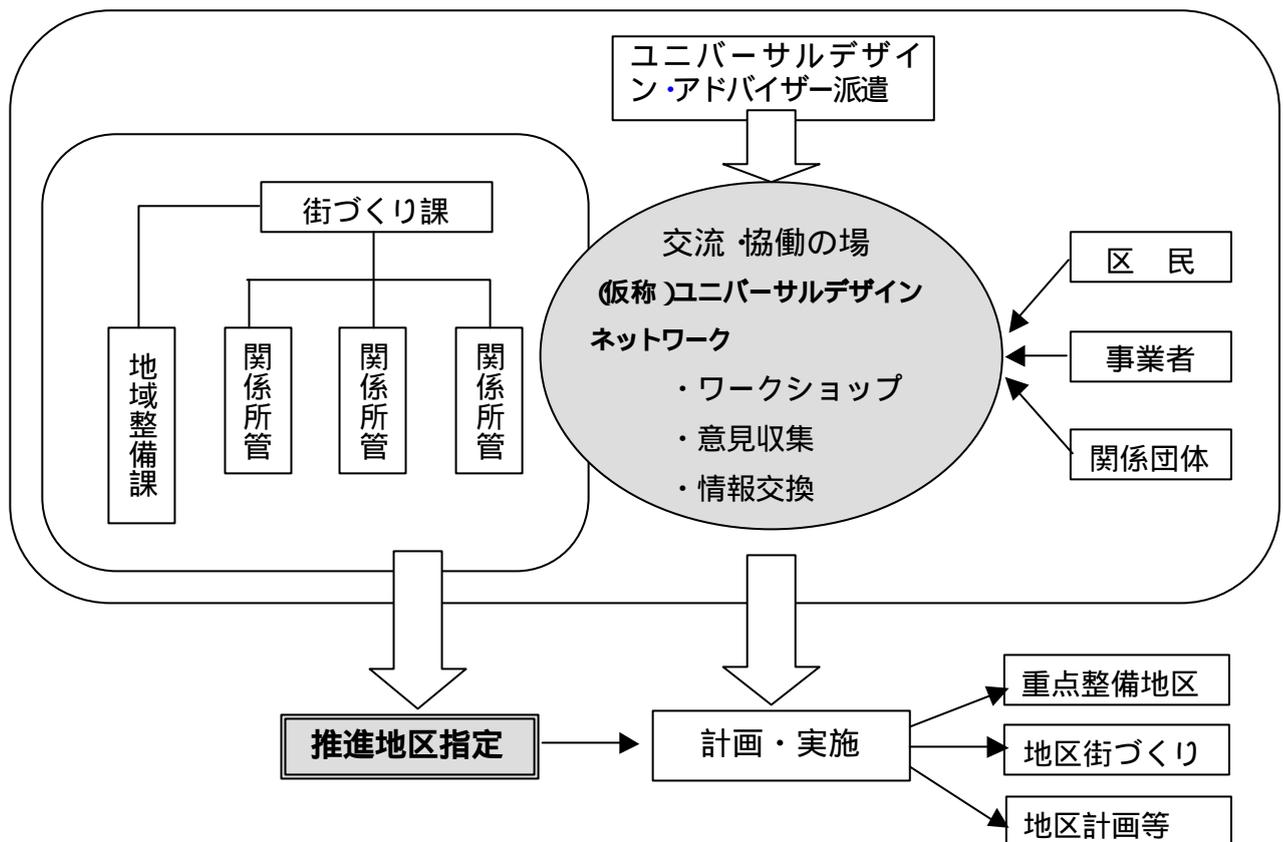
ユニバーサルデザインについての専門知識や見識を有し、区民や関係団体の自主活動の支援、区が整備する公共的施設の利用等に関する評価・提案への助言、住宅改修や小規模店舗改修の際にアドバイス等を行う者です。

2 推進地区における協働の体制づくり

推進地区³では、各分野の横断的、ハード・ソフト面での協働による総合的な連携による、生活環境の整備に取り組んでいきます。

各総合支所に街づくり課長を中心とした推進体制を構築し、区と区民、事業者、関係団体との交流・協働の場⁴において、点検・評価や他の事業との調整、次年度の優先的に整備を進める計画を作成します（スパイラルアップによる取り組み）。

協働の体制のイメージ



3 推進地区

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例第22条で定めている、積極的に生活環境の整備を推進していく地区です。総合支所単位で、交流・協働の場を通して、年度ごとの評価・点検や他の事業の調整を行い、必要があると認める場合、推進地区を指定していきます。

4 交流・協働の場

総合支所単位に区と区民、事業者、関係団体（ユニバーサルデザイン推進活動団体等）が意見収集、情報交換を定期的に行い、推進地区の計画策定や実施にあたってのワークショップ等を行うところです。